

健康・保険の窓口からお知らせします

4月は、新制度の開始や変更などがあります。申請など、早めの手続きをお願いします。

国保の手続き

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)1170

変更手続きは14日以内に

就職や転居時には国民健康保険の手続きが必要

就職や退職、転入や転出など異動があった人は、国民健康保険の手続きが必要です。

【国民健康保険加入者が就職した時】

国民健康保険をやめる手続きが必要。新たに加入した社会保険の保険証と国民健康保険証、認印を持って市役所1階の国民健康保険課へ。

【国民健康保険加入者が転出した時】

国民健康保険をやめる手続きが必要。転出手続き後、国民健康保険証と認印を持って同課へ。

【社会保険などの資格を喪失した時】

下記①～③のいずれかの方法で、手続きしてください。

①社会保険の任意継続に加入する②社会保険に加入している家族の被扶養者になる③国民健康保険に加入する。

①②は勤務先などへ。③は健康保険資格喪失証明書と認印、通帳、通帳の届出印を持って同課へ。

【国民健康保険の加入者が川西市に転入した時】

国民健康保険の加入手続きが必要。転入手続き後、認印、通帳、通帳の届出印を持って同課へ。

保険税の納付は、原則口座振替です。同課で振替口座名義人本人が申し込む場合、振替口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）と運転免許証などの身分証明書で口座振替の手続きができます。

離職者の国保税を軽減

倒産や解雇、雇い止めなどが対象

倒産や解雇、雇い止めなどによる離職をした人は、国民健康保険税が軽減されます。

軽減を受けるには申告が必要。軽減の対象は、雇用保険の特定受給資格者（倒産や解雇などによる離職など）と、雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職など）として失業給付を受ける人です。

軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末まで（雇

用保険で失業時に給付などを受ける期間とは異なります）。一度申告すれば、更新手続きは不要。また、軽減制度に該当しない人も、会社都合での退職や、自営業の人が休業・廃業をした場合など、市の条例により保険税を減免できる場合があります。

国保の利用

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)2006

国保加入者のがん検診が無料

年1回の検診で、疾病を早期発見

国民健康保険加入者は下記のがん検診を無料で受診できます。

保健センター☎(758)4721 か検診委託医療機関（3月末に全戸配布した「健康づくり事業のご案内」を参照）に予約の上、受診してください。当日、医療機関の窓口に国民健康保険被保険者証を提示すれば、無料で受診できます（受診当日、加入者でなくなった場合を除く）。

ただし、子宮頸がん・乳がん検診で、市の無料クーポン券を持っている人は、同クーポンを併せて提出してください。

【満40歳以上の人が対象】

肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診（保健センターでの受診のみ）、子宮頸がん検診（女性のみ）、乳がん検診（女性のみ）

【満50～74歳の男性が対象】

前立腺がん検診

出産育児一時金で支払い負担を軽減

直接支払制度で国保が医療機関へ支払い

出産育児一時金を国保が直接医療機関へ支払うことで、退院時に窓口で支払う金額を軽減することができます。金額は40万4,000円（産科医療補償制度加入機関での出産は42万円）。出産費用が一時金に満たない場合は、市役所1階の国民健康保険課で差額を申請してください。制度が使えない医療機関などで出産する場合は、出産前に同課へ。

「産科医療補償制度」は、分娩に関連して重度脳性まひになった子どもとその家族が対象です。子どもの5歳の誕生日までに申請してください。申請方法など、詳しくは分娩機関か産科医療補償制度専用コールセンター☎0120(330)637へ。

40歳以上の人間ドック費用を助成

受診後の申請で2万4,000円を上限に7割

対象は31年3月31日時点で40歳以上の国民

健康保険に加入する市民。2万4,000円を上限に人間ドック費用の7割を助成します。

助成条件は次の①～③を全て満たす人。

①特定健康診査の検査項目が全て含まれている②国民健康保険税を滞納していない（分割納付中の人は助成できる場合あり）③29年度に人間ドックの助成を受け、特定保健指導の対象になり、同指導を終了している（一部服薬している場合などを除く）。

同じ年度内に助成を受けることができるのは、人間ドックか、特定健診のどちらか一方のみ。申請期間は受診後から31年5月末までです。

保険証と認印、振込先口座（受診者名義）が分かるもの、領収書、検査結果を持参の上、市役所1階の国民健康保険課で申請してください。市立川西病院や保健センター、協立病院、九十九記念病院、ペリタス病院で予約した場合、2週間前までに申請すると、助成券の交付が可能。保険証持参で同課に申請してください。

特定健診の受診券を送付

A4サイズでオレンジ色の受診券を送付

40～74歳の国民健康保険加入者に、30年度特定健康診査受診券を送付します。

30年度から受診券が、A4サイズで、オレンジ色に変更となっています。また、検査項目に「尿酸値」が追加されています。

発送時期は、1～4月生まれの人と年度内に75歳になる人は4月中旬。5～8月生まれの人は6月中旬。9～12月生まれの人は8月中旬です。

受診できる医療機関などは同封のリーフレットで確認してください。同じ年度内に助成を受けることができるのは特定健診か、人間ドックのどちらか一方のみ。

上記の時期よりも早期に受診する場合や、4月以降に国民健康保険に加入して受診する場合は国民健康保険課へ。

高額医療費助成の「認定証」を発行

支払いを自己負担限度額にとどめる

国民健康保険・後期高齢者医療制度では、事前の手続きで、一部負担金を自己負担限度額までにする認定証を交付できます。

医療機関や調剤薬局での支払いが高額になる人は、認定証を提示すれば、一定の金額にとどめることができます。

70歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度の加入者で、住民税課税世帯の人は、高齢受給者証か後期高齢者医療保険証を提示すると自己負担限度額での支払いになるため、手続きの必要はあ

りません。

希望者は受診者の保険証と届出人の印鑑（後期高齢者医療制度加入の人は受診者の保険証と印鑑）を持って、国民健康保険加入者は市役所1階の国民健康保険課へ。後期高齢者医療制度加入の人は同1階の医療助成・年金課☎(740)1108へ。ただし、国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がある場合は、発行できない場合があります。

入院時の食費療養標準負担額を変更

4月1日から変更

入院した人が、食費の一部として負担すべき食事療養標準負担額について、4月1日(日)から1食につき360円が460円に変更されます。

ただし、指定難病や小児慢性特定疾病、28年4月1日時点ですでに1年を超えて精神病床に入院している人は、260円のままです。

療養病床入院時の居住費を変更

4月1日から変更

療養病床に入院する65歳以上の人が、食費と居住費相当の一部として負担すべき生活療養標準負担額について、4月1日(日)から居住費の負担額が、200円から370円に変更されます。対象は、医療区分Ⅱ・Ⅲ（医療の必要性の高い人）です。

医療助成

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

後期高齢者医療制度の保険料見直し

負担の公平性を保つため軽減措置を見直し

世代間や世代内の負担の公平性を保ち、所得に応じた負担を求めるため、保険料率などの見直しが行われました。主な変更点は次の通り。

①保険料率（均等割額）を4万8,855円、賦課限度額を62万円に変更②低所得者（2割・5割軽減）の対象を拡大③基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人の所得割額の軽減措置を廃止④資格取得日前日に被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割額を下表の通り段階的に見直し。

年度	均等割額
29年度	7割軽減（※1万4,489円）
30年度	5割軽減（※2万4,427円）
31年度	資格取得後2年経過する月まで5割軽減

※軽減後の保険料年額

個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書で通知します。

